

議事日程(第2号)

平成26年12月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算(第5号)(討論・採決)
- 日程第3 議案第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第4 議案第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第5 議案第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第6 議案第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第7 議案第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第8 議案第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第9 議案第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
(討論・採決)
- 日程第10 議案第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第2号)(討論・採決)
- 日程第11 議案第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第3号)(討論・採決)
- 日程第12 議案第24号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 発議第1号 「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第2号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書の提出について
- 日程第15 請願第6号 周防大島町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願書
- 日程第16 岩国基地関連対策特別委員会について(中間報告)
- 日程第17 議員派遣の件について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第1号 平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）（討論・採決）
- 日程第3 議案第2号 平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・採決）
- 日程第4 議案第3号 平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・採決）
- 日程第5 議案第4号 平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第6 議案第5号 平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第7 議案第6号 平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第8 議案第7号 平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・採決）
- 日程第9 議案第8号 平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）  
（討論・採決）
- 日程第10 議案第9号 平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）（討論・採決）
- 日程第11 議案第10号 平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）（討論・採決）
- 日程第12 議案第24号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 発議第1号 「手話言語法」の制定を求める意見書の提出について
- 日程第14 発議第2号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書の提出について
- 日程第15 請願第6号 周防大島町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願書
- 日程第16 岩国基地関連対策特別委員会について（中間報告）
- 日程第17 議員派遣の件について

---

出席議員（16名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 魚谷 洋一君 | 2番 平川 敏郎君 |
| 3番 田中隆太郎君 | 4番 広田 清晴君 |

|     |    |     |     |    |     |
|-----|----|-----|-----|----|-----|
| 5番  | 荒川 | 政義君 | 6番  | 中本 | 博明君 |
| 7番  | 魚原 | 満晴君 | 8番  | 今元 | 直寛君 |
| 9番  | 尾元 | 武君  | 10番 | 平野 | 和生君 |
| 11番 | 吉田 | 芳春君 | 12番 | 濱本 | 康裕君 |
| 13番 | 新山 | 玄雄君 | 14番 | 小田 | 貞利君 |
| 15番 | 松井 | 岑雄君 | 16番 | 久保 | 雅己君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

|      |    |     |      |    |     |
|------|----|-----|------|----|-----|
| 事務局長 | 福田 | 美則君 | 議事課長 | 中村 | 和江君 |
| 書記   | 岡本 | 義雄君 |      |    |     |

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |       |     |     |           |       |      |     |
|------------|-------|-----|-----|-----------|-------|------|-----|
| 町長         | …………… | 椎木  | 巧君  | 代表監査委員    | …………… | 西本   | 克也君 |
| 副町長        | …………… | 岡村  | 春雄君 | 教育長       | …………… | 西川   | 敏之君 |
| 公営企業管理者    | …………… | 石原  | 得博君 | 総務部長      | …………… | 奈良元正 | 昭君  |
| 産業建設部長     | …………… | 池元  | 恭司君 | 健康福祉部長    | …………… | 川口   | 満彦君 |
| 環境生活部長     | …………… | 佐川  | 浩二君 | 久賀総合支所長   | …………… | 前崎   | 浩二君 |
| 大島総合支所長    | …………… | 佐本  | 洋二君 | 東和総合支所長   | …………… | 藤山   | 忠君  |
| 橘総合支所長     | …………… | 升谷  | 高広君 |           |       |      |     |
| 会計管理者兼会計課長 | …………… |     |     |           |       | 松本   | 康男君 |
| 教育次長       | …………… | 岡野  | 正徳君 | 公営企業局総務部長 | …     | 藤田   | 隆宏君 |
| 総務課長       | …………… | 佐々木 | 義光君 | 財政課長      | …………… | 中村   | 満男君 |

---

午前9時30分開議

○議長（久保 雅己君） おはようございます。

1 2月9日の本会議に続きお疲れさまです。

これから、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

## 日程第1. 一般質問

○議長（久保 雅己君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告が3名でありますので、通告順に質問を許します。4番、広田清晴議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今回の一般質問の内容は、12月初旬でしたか、11月ごろに体調がよくなって、一応議会事務局から示された内容をもとに視察研修、これは個人ですが行ってきました。そのことをもとに質問したいというふうに思います。

まず1項目、イノシシ対策の強化についてであります。

この認識については、各市町村とも、また首長、議会を問わず、議員を問わず同じような状況で苦慮していると。また、先日来、岩国市においてもイノシシ被害、いわゆる人的被害が出たということが記事に載っておりました。

そういう状況の中で、今の周防大島町の捕獲の現状と来年度の取り組み。昨年で言えば1,200頭を超えるという状況でしたので、どういう方向でやっていこうとするのかという点であります。また、そのもととなる状況として進めている猟友会との協議。これは捕獲についても、わなについても大変重要な課題だというふうに考えております。

また、役場の窓口、今4つの支所がありますが、支所配置にするにしても実際的には各窓口1名、いわゆる職員配置とか非常勤とかこだわりませんが、それを対応する人間の配置。これも必要ではないかというふうに考えますので提起しておきたいというふうに思います。

2つ目は、防護柵の拡大であります。農業被害の防護柵は年々増やしていかんにかいけん。これも先ほど言いましたように、どういうものがよいのかというのも検討を加えながら広げていかなければならない。また、今、農業被害だけにとどまっている防護について、補助の拡大という意味もありますが、家庭の防護、安全対策も、これは、現状では独自の対応にならざるを得ないかと思いますが、その必要性も考える時期にきているのではないかという点であります。これらの点で実現を求めていきたいというふうに思います。町長の考え方を聞きます。

2つ目は、定住促進対策の充実についてであります。

これも、ずっと住宅問題、そして福祉の充実、とりわけ子育て支援ということで、今まで取り上げてきました。今回提起しているのは、まず1点目として、将来の担い手である子供たち。0歳児から18歳までの減少傾向に、歯どめをかけていく必要があるのではないかという提起をしておきたいというふうに思います。

まさに、町長として、周防大島町として本気で取り組まないと、これは、ほんとに自治体の存続が危ぶまれる、いうことも考えていかなければならないのではないか。特に、この0歳児から18歳、子供たちの世代です。これをどう増やしていくのか。そのための対応、これを求めてお

きたいというふうに思います。

2点目として、町有地の活用での住宅政策、1戸建ての必要を訴えるものです。御承知のように、町有地の活用というのは今までも言ってきました。そして、このまま放置しておくとかやっぱり価値が失われるというふうに、私は考えております。そこで、町有地を活用して若者を増やしたり、住めるべき家をつくっていくことを周防大島町として取り組んでいったらどうか。

今まで、住宅があるのではないかという答弁に終始しておりますが、それで果たしていいのかどうなのか。これを考える時期にきているということで、ほんとに優良宅地となるような町有地。これをきちっと活用していったらどうなのか、という点であります。

それと、3点目として、定住促進。御承知のように定住促進の基本は、このまちに住んでいる町民、この皆さん方に理解を得て進めていく。これが基本であります。そういう中で、例えば定住促進と言えどもあらゆる課にまたがります。例えば病院事業もあるでしょう。そして福祉、そして教育の分野、そして交通の分野、そして住宅の分野。いろいろなところにまたがっていきます。

そういう中で、課を増やすというのではなしに、実際的に課の統合があるかもわかりませんが、1つの課としてやっていってはどうか。また、1つの課を起こすことが無理なら、いわゆる班、例えばその班に行けば、あらゆる横の部分がわかってくる。それをやっていく。これが、私は外へ発信するに当たっての、非常に大きな効果ができるんじゃないかというふうに考えております。その点での位置づけであります。考えていただきたいというふうに思います。

次に、3番目として公営企業局の課題について提起をしたいというふうに思います。

今後、私は地方自治体立病院といいますか、公営企業局が運営する病院について、赤字を理由にした町民からの批判が、私は大きくなっていくんじゃないかというふうに危惧しております。それは、1つの町に3つの病院、そしてまた運営する2つの老人保健施設、そして看護学校。それらに対する住民の理解なしには存続できない。町民の理解なしには存続できない、いうところに、私は来る恐れがあるというふうに考えております。

そういう中で、今の段階で、そのように町民の皆さん方から批判を仰がないような方法。これをぜひ取り組んでいく必要があるという立場で、患者、看護師、医師の信頼関係。これはよその病院に行っても、公立病院にはついて回っている課題です。根拠があるなしは、私も十分調査してないのでわかりませんが、公立病院だからこそという理解をどうつくりだしていくか。その立場からの適切な対応を求める必要があるというふうに考えます。

それと、これは困難があるかもわかりませんが、3病院が特徴ある病院にどうつくっていくのか。これは、「言うは易し行うは難し」の部分に入ろうかというふうに思います。その点で考えていきたい。考えていただきたい。それと、今までも生産性の理由といいますか、赤字を理由にして、なかなか、この合併後10年間、産婦人科及び小児科が、公立病院としてなくなってい

るというふうに考えております。

実際的に、選挙期間中、ある国会議員の方が、「保護者が産まんのが悪いんだ」ということで、何となく話題に出たようなのですが、例えば産婦人科に対する国の方針が非常にまずい部分がある。そのことによって、産婦人科そのものが公立病院で運営ができなくなっている。しかし、全国の自治体を見れば、採算性だけではなく、自治体病院だからこそという努力をしているところもある、いうふうに考えます。それはまさしく、そこに住んでおっても子供を産める場所がない。また、近隣の病院も、婦人科をもう閉じるというところも出てくると、ますます公立病院として抱えていく必要が出てくるというふうに考えております。

その点で産婦人科、小児科等について、今までのような取り扱いでいくのか、それとも、全体、例えば1人増えることによって交付税がどのくらい増えていくかとか。いろいろ全体でものを見る、いわゆる人口が減少して交付税が減るといいう言い方ではなく、人口が増えていくことよっての交付税の減を食いとめる。そうならざるを得んような時期がくる、いうふうに私は考えておりますので、全体の中から、ぜひとも今回考えていただきたいなというふうに思います。

それともう1点は、町独自としての繰入金のか考え方。これは町長の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

公営企業局運営になると、一番先に出るのが赤字補填はできないんだ、ということが特に言われます。そういう中で、赤字補填ではなく、それを運営していくための補助といいますか、それは補助金支出です。これはどこの町も苦労しながら行っているというのが現状です。

そういう中で、町長として、いわゆる補助金のフレーム。これをどのように考えていくのか。これはまだ先の話だよと言うのか、それとも、今の運営、例えば企業局の内部留保見ると、まだ先の話よというふうに捉えるのか。それは角度によって違いますから、町長として、これから先、私は補助金支出は賢明な選択肢ではないかという立場です。そういう中でも一定のフレームをつくったらどうでしょうかという提起であります。

以上、大きな角度3点からお願いしたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 広田議員さんの御質問でございますが、初めに、有害鳥獣イノシシの捕獲のことについて、その捕獲の現状と来年度の取り組み。そしてまた、猟友会との協議の推進。また役場の対応窓口の設置等についての御質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

初めに、有害鳥獣としてのイノシシの捕獲につきましては、平成14年に足跡が発見され捕獲されて以来、ずっと増え続けているのが現状でございます。昨年の実績では、今議員さんもおっしゃられたように、1,290頭の捕獲実績があります。毎年、捕獲実績が増えておまして、

平成25年度までの累計で4,347頭というふうな数字になっております。しかしながら、この4,300頭を捕獲したとしても、依然として減ったという実感がないということでございます。

今年度におきまして、この11月末現在で1,107頭の捕獲がありまして、イノシシの対策予算執行額といたしましては、有害鳥獣捕獲委託料が790万円。これは、今現在の予算額が875万円でございますので、今回の12月定例会に385万円の補正をお願いしておるという状況でございまして、この補正後には1,260万円という多額の予算となっております。

また、鳥獣被害防止施設等の整備事業補助金でございまして、こちらが680万円の予算となっておりますが、これにつきましても、今回補正をお願いしておるわけでございますが、今現在の補助金の額が680万円ほど支出しておるんですが、予算額は700万円でございますので、当然不足するというので、今回こちらのほうも530万円の補正をお願いをいたしております。そういたしますと、この被害防止の施設のほうにつきましては、累計で1,230万円の予算となるということでございまして、捕獲と防御、両方の予算額で2,490万円という多額な予算計上になっておるわけでございます。

このまま推移をしていけば、昨年実績よりも増えるの見込んでございまして、本定例会において、今申し上げましたような追加予算の補正をお願いしておるというところでございまして、これは予算もさることながら、その対策には非常に苦慮をしておるというのが現実でございます。

周防大島町有害鳥獣の捕獲対策の協議会というのを設けておりますが、ここにおきまして、有害鳥獣対策の協議を実施をいたしておりまして、地元の猟友会とは、非常に緊密な連携をとりつつやっております。そしてまた、猟友会の方からも、非常に協力的に協力をいただいております。そういうことで、継続的に捕獲をお願いしておるところでございます。

町といたしましては、将来的な捕獲者の確保・育成。このための狩猟免許の取得費の補助とか、書き替え等がありますので、その継続とか、または捕獲技術向上を図るための講習会の開催を実施をいたしておりまして、今後も継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

そして、また猟友会に対しましてはくくりわなの、当然そのわなをつくらんにゃいけんわけですが、その資材の補助として、猟友会のほうに年間100万円の資材費の補助も行っておりますし、また箱わなにつきましては、猟友会のほうではあんまり多くないんですが、町のほうで15基を保有をし、無償で貸し出しということも行っておるわけでございます。

そしてまた、今のこの猟友会の予算のことは言いましたが、この内訳を少し申し上げておきますと、1頭当たり町のほうが7,000円ほど、猟友会のほうに1頭の捕獲に対して7,000円の支出しております。そして、今年度は、国のほうから8,000円の捕獲の助成をいただいております。それに対しまして、JAのほうが総額で125万円の負担をいただいております。

とでございますので、ほとんどが町と国のほうの補助でやっているということでございます。国の8,000円のほうにつきましては、小さい子供のうり坊というやつにつきましては、これは8,000円じゃなくて1,000円ということになっております。

それで、昨年度の25年度の1,290頭の負担割合を見ますと、町のほうが63%、JAが、昨年はJAの取り組みは違ったんですが、ことは125万円なんです、昨年は370万円JAも負担いただいております、町が63%、JAが26%、そして農業共済組合のほうから10%の助成をいただいております、昨年が1,400万円の捕獲助成ということになっております。

このように、多額な捕獲に対する予算、そして、また頭数も上がっておるわけですが、しかしながら、結果的には、全体のイノシシの数というのは全く減っておるよということには思えないような状況であります。

そして、近年は、特に今年度に入りましてからでございますが、人里、特に人家の近くでもよく目撃したという情報が寄せられております。その中で、住民から依頼を受けた場合などくりわなの設置については、猟友会に対してすぐさま連絡を行い、今、わなの設置をしていただき、捕獲に努めているところでございまして、これは後ほども説明しますが、窓口との関係もありますが、どこでも簡単にその受けるというだけではなくて、ある程度専門性の高いものでございすから、誰かがおってそこで受け付けをすればいいというもんじゃなくて、総合支所の窓口で受けたとしても、きちんと農林課のほうの専門の担当のほうにもっていき、そしてまた、猟友会とのきちんとした調整をしなければ、なかなか、かけるわなの場所もありますし、また被害地の調査等もありますので、そのようなことは行っておりますので、窓口の対応についての御質問もいただきましたので、そのことについても申し上げたいと思いますが、イノシシの駆除等の対応窓口をもう少し設置してはどうかというお話がございました。

既に、住民の皆さんからの情報提供等の対応につきましては、当然、今申し上げましたように農林課のほうで行っておりますが、今後もイノシシに対する情報提供とか捕獲依頼等につきましては、やはり農林課のほうで受けなければ、実際にその職員が現地を見に行ったり、または猟友会の人と調整して、猟友会の皆さん、どこの地域だからどなたにお願いしようとかいうようなこともありますので、これを総合支所のほうに入ってきた情報は農林課のほうにつないでいただき、そして農林課のほうできちんと対応し、猟友会との調整を図っていきたいということを行っていきたいと思っておりますのでございます。

また、防護補助の拡大とか、農業被害の防護柵の増大とともに家庭の防御、安全対策とも言えるんですが、これの独自の補助の必要性を考えて実現を求めるといふような御質問もいただいております。



防護対策につきましては、農作業の被害防止のための自衛的防護策を推進するために、平成23年度から町単独事業として予算化をいたしてありまして、鳥獣被害防止柵への補助を実施いたしております。先ほども申し上げましたが、昨年度の実績では173件の申請がありまして、499万2,000円の補助をいたしておるところでございます。今年度につきましては、夏以降、イノシシが特に活発に活動したため、11月末現在では300件以上の申請をいただいているというところでございます。

現在、この事業の補助要件につきましては、200m<sup>2</sup>以上の農地を対象に1カ所当たり上限、事業費は10万円でございますが、そのうちの2分の1、5万円を補助しているというところでございますが、今後この事業対象の拡大につきましては、イノシシによる農作物被害を最小限に食い止め、そして、また農家の負担を軽減するために、この200m<sup>2</sup>という面積要件や、または補助の上限額について要件緩和を、今、新年度の予算の中で検討しているというところでございます。

さらに、県に対しましては、専門家による画期的、そして効果的な防衛及び捕獲技術の研究を継続的に実施していただくよう、県には強力に要請をしておるところでございます。

今後も猟友会による捕獲と防護柵補助による両面からの対策を講じていき、これへの対応に当たっていきたいと思っておるところでございます。

また、以前各戸に配布をいたしました「みんなで防ごうイノシシ被害」という冊子が配ってあるんですが、これをぜひとも今一度、御一読いただきましてイノシシの生態とか特徴を再確認していただきたいと思っておるところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、定住促進の政策の充実を図れという御質問でございました。

その中で、特に0歳児から18歳までの減少傾向に歯どめをかける施策についての御質問をいただいております。

平成26年5月に日本創成会議の人口減少問題検討分科会が公表いたしました、2040年度における消滅の可能性がある自治体は、全国1,741自治体の49.8%に当たります896自治体で、この消滅の可能性がある自治体ということが発表されました。山口県からは萩市、長門市、美祢市の3市に加えまして、周防大島町、上関町、平生町、阿武町の4町が指摘をされたということでございまして、非常に衝撃的な内容でございました。

消滅の可能性がある自治体の推計に当たりましては、出生という再生産力の高い20歳から39歳までの若年女性が町外に流出し続ける限り、人口の減少に歯止めがかからないということを前提にした、少し乱暴な推計ではありますが、周防大島町の39歳以下の女性が、県内最大の減少率で1,116人から75.7%減の271人になるというふうなものでございました。

このような都市部への人口流出は日本の抱える大きな問題でありまして、周防大島町だけの取

り組みで解決できるものではありませんが、子育て環境の整備による都市部から本町への子育て世代の移住を進めまして、人口減少に歯どめをかけていきたいと思っておるところでございます。本町の政策の一番であります定住対策に、やれることは全てやる覚悟で取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

中でも、国の地方創生の制度や仕組みの中で、新規就農の若年層の就職、新規就農者や、または若年層の就職先の誘致、または起業など職の創設に対する支援などを進めるとともに、他の市、町にない子育て支援策としての0歳児から小学校6年生までの医療費の自己負担を助成する「ちびっこ医療費助成事業」、そして乳幼児・ひとり親家庭の医療費自己負担分を助成する「福祉医療制度自己負担分助成事業」、そして入所2人目からの保育料無料化などによる国の保育料徴収基準額と比較して約50%の減額、また幼少期から英語になれ親しむことで、英語の楽しさを理解し、国際的なコミュニケーション能力を養うために、町内14カ所の全保育所を対象にした保育所英語講師派遣事業、そして生後6カ月の乳幼児及び町内保育所に絵本を届ける読み聞かせサポート事業、小中学校の英語充実のための2名のALTをおく外国英語指導事業、中学生及び周防大島高校生を対象にした1泊2日の日程で実践的英語力を育成するイングリッシュキャンプ事業、町内4中学校と周防大島高校で授業公開、研修会、中高一貫の学校行事を実施する中高一貫教育事業など、子育て支援に力点を置いたさまざまな取り組みを行っておりますが、これらのPRとさらなる充実に努め、若年層といいますか子育て世代の定住化を図り、バランスのとれた人口構成を目指してまいりたいと考えております。

以前の広田議員さんの一般質問の中で、この子育て支援の中で、特に保育料のさらなる軽減策をとという御質問をいただいたところでございますが、そのときも申し上げておりますが、保育料だけではなくて総合的に子育てがしやすい施策ということについては、また、今現状で説明を申し上げましたが、これ以上の次のステップについては、新しい新年度の予算の中で、いろいろ検討を進めておりますので、これらにつきましては、もう少し時間をいただきたいと思いますが、できるだけ近隣にはない子育て支援を実施していきたいと。そして、それが若者の定住対策につながるよということを考えておるわけでございます。

同じ定住促進政策の充実についての中で、町有地の活用での住宅政策。1戸建ての住宅政策についての御質問をいただきました。

遊休町有地への若者が周防大島町に住み続けるための定住住宅の建設については、去る3月の定例議会でも御質問をいただきましたのでお答えはしたところでございますが、御質問の趣旨は、集合タイプの町営住宅から1戸建ての町営住宅の入居ニーズが高まっていることから、戸建ての町営住宅を建設してはいかがかというものだったと存じます。

現在の町営住宅の空き状況でございますが、11月末現在で久賀地区に35戸、大島地区に

5戸、東和地区に1戸、橘地区に12戸の53戸が空き住宅という状態になっております。このことから、町営住宅の建設については、慎重な対応をとっていくことに変わりはありません。慎重な対応をとっていかねばならないというふうに思っておるところでございます。

しかしながら、以前、他の議員さんからも、いろいろ、この若者定住住宅については御質問いただいております。近隣では、転入者を対象にした若者定住住宅として、月額3万円の入居費で、なおかつ25年住み続ければ、それは家をそのまま無償譲渡しよう。そして25年住み続ければ、今度は宅地も無償譲渡しようというふうなことをやっておるところもあります。

しかしながら、このことについては、移住者を対象にする。転入者を対象にするということが条件でございます。しかしながら、ここでは、周防大島町の中で、今考えてみますと、転入者、移住者だけではなくて、町内に居住している若い人もそのようなことの優遇策が受けられなければ、なかなか理解が得られないのではないかというふうなことも思っておるところでございます。このようなことも、いろいろ他の市、町の定住促進についての先進的な取り組みについては、いろいろ研究をさしていただいておりますが、それが即、周防大島町に当てはまるかどうかということについては、慎重にいかねばなりませんし、今申し上げましたように、実は転入者、移住者もそうなんです、実は今ここの中におる若い人を外に出さないという政策も、非常に必要なんではないかというふうな思いから、なかなか若者定住住宅、そのような無償譲渡するというようなことの対策については、なかなかちょっとまだ整合性がとれてないというふうな状況にあると思っております。

施策の柱として掲げる定住対策と安心、安全なまちづくり。いずれにも関連することですが、老朽化のため全てが使用可能なものではないにしても、町内にはたくさんの空き家住宅もあるのも事実でございます。

4月の行政連絡員・自治会長集会や町広報、税務課からの固定資産の税納税通知書の封筒の印刷などには、移住者向けの空き家バンクへの登録をお願いしておりますが、今年度は登録件数が8件、うち契約件数が1件にとどまっております。

平成14年度の取り組み以降、登録件数が低調に推移しており、今後なお一層の掘り起こし手法や物件確保の必要性も認識しておりますが、まずは平成26年度から始めました移住者向け空き家バンク登録推進事業により、空き家のリフォーム費用とか、または家財の処分費用の一部助成の周知をし、そして空き家バンクの登録物件の増加を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

次の定住促進政策の充実の中で、定住促進課の創設についての御質問をいただいております。

施策の3本柱の1項目に掲げております、第一に書いております定住促進につきましては、先に御説明した部分もございしますが、高齢化の著しい本町においては、死亡、出生の差である自然減

を転入、転出の差である社会増で相殺することはとてもできない状況にあります。

しかしながら、平成元年に転入、転出の差、要するに転出者のほうが327人多いということは、社会減が327あったという事実からして、平成24年には、それが転入者のほうがプラス19人になり、平成25年には、転入者のほうがプラス23人になるということになってまいりました。19とか23というのは、数の上ではわずかではあります、平成元年のマイナス327から比べると、非常に大きな社会増の変化だというふうに思っております、2年連続で転入者が転出者を上回ってまいりました。今年度もあることですから、余り、その社会増になった、なったというのはいかがと思いますが、できるだけ社会増を増やしていきたいというふうに思っております。

そして、当然転入者がたくさんおるといことは、移住者とかまたはUターン者というのも含まれておるとは思いますが、この移住者数についてはなかなか掌握する手段がありません。具体的にお示しすることができませんが、この数年元気のある若者が定住し、農業や漁業に職を求めたり、新しく就農したり、または新しい起業を起こしておるといことが、いろいろなイベントでその活動を目にする機会が増えてきたのも事実であります。少しずつ定住に向けた取り組みの効果が見え始めてきたのではないかと思っております。

本町では、平成24年でございますが、24年4月でございますが、周防大島町定住促進協議会を設置し、移住希望者の目線に立った仕事と住まいの斡旋に加えまして、生活設計についての相談ができるファイナンシャルプランナーの資格を持った、この人も移住者ではあるんですが、その方をふるさとプロデューサーとして嘱託雇用をいたしております。政策企画課の職員と一緒に、この移住希望者への対応を行っております。

その内容についてでございますが、定住促進協議会では都市圏での移住イベントへの参加や、またはPR映像などソーシャルネットワークサービスを活用したメディア広報で紹介をするとともに、1泊2日の体験ツアーであります「島時々半島ツアー」、また、民間住宅を借り上げ、2週間から4週間、居住体験ができる「島暮ら荘」に取り組んでおります。それぞれのステージを経て周防大島町に根を張った移住をしていただくことを目指しておるわけでございます。

民間目線での柔軟な発想で、先見性とか即応性のある取り組みを行うことで、多くのメディアや自治体の注目を受けつつあります。移住の候補地になるには、まず、この周防大島町という町の名前を知っていただくことということで、名前を知っていただくことと、まず、その大島に来ていただいてその体験をしていただくことが、非常に大切だというふうに思っておりますが、このような点では県内の他の市、町には一歩先んじているのではないかとこのように思っております。

先の答弁でも御説明したとおり、移住先に選ばれるためには、職と住の確保や、または医療、

子育て支援に手厚いまちという、さらなる壁を越えなければならないと考えております。

今後の定住への取り組みに、専従の課を創設したらどうかという意見は、大変心強くありがたいと思っておりますが、国におきましては、まち・ひと・しごと創生法が成立し、活気ある自治体を応援するとのことでありますので、先ほど申し上げましたとおり、行政としての縛りのない民間目線での柔軟な発想、迅速な対応ができる定住促進協議会の充実強化を図り、今後の国の動向を見ながら定住のみならず地域づくり全般にわたり、行政と関係機関が一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

まさに、この専従の課というのが、今広田議員さんから御質問のありました専従の課というのが、周防大島町でいえば定住促進協議会の窓口というふうになっておるわけでございまして、このことについて、もっともっとこれを活用し広めていきたいと思っておりますのでございます。

公営企業局の関連の御質問いただきましたが、3病院2老健の施設の運営等につきましては、公営企業管理者のほうで答弁させていただきますが、繰入金の問題につきましては、私のほうから御答弁をさせていただきます。

町として独自の繰入金の考え方についていかがかということについて御質問いただきました。

御承知のとおり地方公営企業法は、地方公共団体が社会公共の利益を目的として経営する企業でありまして、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしております。

その上で、公営企業会計については、地方財政法第6条において経理は特別会計を設けて行い、経費は特別の場合を除き、原則、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならないとされております。同時に、周防大島町公営企業局は、地方公営企業法の全部適用を受ける地方公営企業であり、この法律においても同様の主旨が定められているところであります。

こうしたことから、普通会計が負担するべきところにつきましては、地方公営企業法に係る政令に定める事項。毎年度総務省より通知される地方公営企業繰出金通知をもって繰出基準といたしまして、これまで、この基準の範囲内で公営企業局企業会計への繰り出しを行ってきたところでございます。

このたびの御質問の主旨は、近年の社会環境の急激な変化や公営企業ゆえの非効率運営などから、自治体病院の経営も大変厳しい状況にある中であっても、周防大島町が、3つの病院、2つの老人保健施設と看護学校を堅持していくということを前提にしている以上、この基準に捉われるべきではないとの御指摘であろうと思っております。

公営企業局企業会計を含め、地方公営企業は独立採算が原則であります。当然ながら、地方公共団体が、つまり周防大島町が経営する企業であり、一般会計と他の簡易水道事業特別会計等の法非適用の公営企業会計とともに、地方公共団体財政健全化法の適用を連結的に受けるものであ

りまして、その健全性の確保には全力を尽くす必要があります。

それで、今の議員さん御指摘の繰り入れのことにつきましても、そのことをまず原則として捉え、そして、まだまだこの公営企業局の経営運営の中で、まだまだやって健全化することはたくさんあるのではないかということにつきましても、今現在、経営コンサル、医療関係専門の経営コンサルを入れて、そこでいろいろ企業局職員と一緒に、さらに効率的な運営がどこでできるのかというようなことにつきましても、いろいろ、今、練っておるところでございます、ぜひとも、まず第一は、みずからの健全経営に対する取り組みがあつて、なおかつ、その後の繰入金の問題でということになるのではないかと思っておるところでございます。

したがいまして、まずは、決算監査意見書にも示されておりますように減価償却前医業収支の黒字を含めて、公営企業の抜本改革の推進に厳しく取り組んで、その上で、一般会計から各特別会計を含む全ての会計を一体的に、総合的に運営していくことは、周防大島町の行財政運営を預かる者の責務であるというふうにも思っているところでございます、将来にわたり、その本来の目的であります公共の福祉を増進していくために必要である措置は、当然講じていくべきと思っておりますが、その前段としての努力はぜひとも行っていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（久保 雅己君） 石原企業管理者。

○公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの3病院、2老人保健施設の運営についての御質問にお答えいたします。

1点目の患者、看護師、医師の信頼関係の構築。患者さんに対する親切な対応についてでございますが、信頼関係の構築は最も大切なことであると思っております。各施設においても意見箱を設置し、広く利用者の皆様からの声を聞き、御満足いただけるよう改善に努めているところでございます。

また、公営企業局全体でも、接遇研修会、ハラスメント予防研修会を開催し、今年度も利用者及び家族の皆様、そして職員間においても相手の気持ちに配慮できるよう、コミュニケーションの方法の一つであるアサーションの研修会を実施しております。

今年度から年数回の予定で、先日、机上に配付いたしましたような公営企業局ニュースの広報誌ナンバー1を発刊いたしました。少しでも地域住民の皆様にご公営企業局の様子をお知らせしながら、研修会等を通じて人材育成に取り組み、利用者及び家族の皆様から信頼を得られるよう、また患者さんに対して親切な対応を心がけてまいりたいと思ひ、職員にも周知し、少しでも3病院、2老健の評価が高まるように努めていきたいと思ひます。

2点目の特徴ある病院づくりと運営についてでございますが、理想としましては、3病院を1つの病院として機能させていくことではないかと考えています。

現在までは、各病院が地域住民に同じような医療を提供できるように努めてまいりました。また、利用者の皆さんの高齢化に伴い、複数の病気を抱えている利用者が多いため、複数科の医師を確保し、今後も地域住民の利便性を損なわないよう外来診療、入院診療、救急対応等現状の機能を保持しなければならないと思っております。

その一方で、特徴のある病院づくりをしていく必要もあると思います。そのためには、医師の確保が最重要課題と考えております。現在も医師確保には懸命に努めており、幸い大島病院におきましては、本年5月17日に眼科医師を招聘でき、患者さんの数も増え、手術予約も来年の5月まで詰まっています。

今後も医師の確保に努め、特徴ある病院づくりを目指していきたいと思っております。産婦人科、小児科につきましては、医師確保には努めていますが、全国的にも不足し、山口大学も努力していますが、まだ不足を補うほどではありません。引き続き、医師確保に努力していきたいと思っております。

運営につきましては、地域住民の皆様にご利用していただけるよう努めることはもちろんですが、経営コンサルタントの協力を得て、赤字の縮減に向けて取り組み、健全な運営を目指していきたいと思っております。

いずれにしましても、町民の皆さんの健康を守るため、職員一丸となり3病院、2介護老人保健施設、大島看護専門学校、訪問看護ステーション、4居宅介護支援事業所を堅持していただけるよう努めていきたいと思っております。

議員の皆様を初め町民の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） イノシシ対策についてですが、1点目が、狩猟免許の取得を町内でできるように努力をするという点で、町長の考え方、聞いておきたい、いうふうに思います。

それともう一つが、いわゆる農業被害以外の安全対策について聞きたいというふうに思いますが、ついこないだも、さっき言ったようにイノシシ被害、人的被害が出たわけなんです、わなをかけるのは当然であります、柵等についても安全上作らんにゃいけん時期にきちよるんじゃないかと。設置しなければならないような状況あるんじゃないかと。そのときの町が主体的に取り組む一つとして防護対策、安全対策です。これを行ったらどうかと。町が、各家庭の町民の安全のための防護柵等も考えたらどうかという点であります。

近所まで出よるわけです、イノシシは。そこの庭にミミズがおるから出てきよるわけですよ。それで庭地に入ってくるという状況が、既にありよるわけです。そういうときの対応について、いわゆる町独自対策になりますから、この点ではどうでしょうかという点で聞きたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） イノシシの免許の取得については、産業建設部長のほうからお答えさせていただきますが、今の防護柵を町がやってはどうかということなんですが、町がやるということは、他の市、町では、実は、言葉は不適切かも知れませんが、万里の長城のような山裾と、今度は農地との間にずっと長い壁をつくっておるといような取り組みも行っておるところなんです。例えば、県内では長門市とか何キロにわたってやっておると。ただ、なかなか効果が表れにくいといのは、農道等は潰せないもんですから、そこは空けておるといことと。

今の御質問は、各家庭のことだといふふうに思いますが、各家庭を柵で囲むという御提案ですか。各家庭を柵で囲むことについては、それは町がやるということなのか、それぞれの皆さん方がやるということなのかですが、今のところ農地を中心に、今、柵の補助を行っております。そして、今回、今検討しておるのは200m<sup>2</sup>という農地の要件緩和をして、小さな農地でもいいから。例えば、家の隣の野菜畑も対象にしようということにはいたしておりますが、家を囲むことについては、今のところいがかかなと思っておるところでございますが、このことについては具体的にまだよく御質問の趣旨がわかってないと思うんですが、家を囲むちゅうことになると、当然その入り口等の問題もありますから、そこら辺についてはもう少し、また具体的な御提案をいただけたら御検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 広田議員さんからのイノシシの免許についてでございますが、町内でしたらどうかということでございますが、これ試験場ということである程度指定された場所ということ聞いております。町内でできるか、できないか、また再度確認はしたいと思っておりますが、今現では指定の試験場ということとなっておりますので、そこはまだ、なかなか難しいふうに考えております。

それと、はい、いいですか。

○議長（久保 雅己君） 広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 立派な答弁を長時間にわたってもらっているんで、一応次に入りたいというふうに思いますが、もともと試験、いわゆる免許の取得については、各自治体からそれぞれ上がってきた段階で、県が考慮をしてやる。例えば、かつては、岩国市も独自の免許取得は、その町で免許取得はできませんでした。しかし、こういう被害が増えてきて、市が県に対して要求していくと。そういう中で、実際的にはできてきたという事例もあるんで、その辺はぜひ考えていただきたい、いうふうに思います。

それと、イメージ的にもまだ湧かないかも知れませんが、各家庭に、実は大手を振って入ってきてるちゅう状況が、町内にはいっぱいあるわけです。その辺の対策をもう少し、私もイメー



ジを膨らましながら議論していきたいというふうに思います。

次に、定住対策については、これはあくまで必要性をぜひ考えていただきたいというのは、今の定住促進協議会を基準に考えるということであれば、それはあくまで、私は限界があると。そこに出ていく人がどうかは別にして、例えばほとんどの方が町の窓口、もしくはネットで町の紹介を見たり、窓口に来たりされるわけです。そういう時に、定住促進で一般的に言えば、空き家とかそういう住宅とか、いうことになるかもわかりませんが、私が、ついこの間視察したところは、福祉、保健から教育、全てがその課に行ったらわかるという状況。資料をそろえて、ここへ行ったら何でも定住についてわかるんだという課があるわけなんです。

これも今後の検討課題として、ぜひとも、全国にはいろんなまちがあります。そういう中で、実際的にはそういう実践をしている町もあるんで、広く目を向けてもろうて、「ああ、そういうことをやりよる課があるんだ」ということにも着目していただきたいというのが今回の質問の趣旨なんで、それを改めて執行部側も調査していただきたいというふうに思います。

次に、3病院、2つの老健にかかわる部分であります。私たちが、その病院、病院の全体の状況を見るのは、内部留保がどのくらいあるかということである程度見ます。そして、現金がどのくらい動いているのか。いわゆる10年間運営してきましたと。そん中で、現金が30億円減るとしたら、それは年間3億円ずつ減ってきましたよということであるわけなんです。そしてもう一つは、今まで取り崩してきたものは何かということも、一応見ればわかるんです。これは、議員ですから、それぞれがですね、「ああ、こういう状況なんか」ということがわかるわけです。

非常にわかりにくいのが、会計法の違いによるわかりにくい部分がある。というのが今回指摘しときたい、いうふうに思います。と言いますのが、地方自治法のもとで地方財政法がありますが、それは総計予算主義やいろんな財政規則があります。ほいで、それが公営企業法になると、私もこの1週間調べてみたんですが、ぴったりしたものがないというのが状況なんです。

そこで、今回言うときたいのは、内部の、例えば修繕引当金やいろいろ引当金があります。大体12億円前後あると思います。それが、執行に移るときに、例えば議員がわかりにくくなるのが修繕引当金を当てたら場合に、いわゆる予算に計上しなくてもいいのか、計上しなければならぬのか、これが私たち議員を長くしちよると、非常にわかりにくい部分なんです。

今、公営企業法に基づいて、企業局のほうはあれになっております。示さんでもええんじや、いう立場にたっている部分が非常に大きい。しかし、それでは議員が非常にわかりにくい部分が発生する、というのが今の事例であります。

だから、修繕引当金を当てたとしても、例えばすぐにはわからない場合は、当然議会に示すことはできませんが、修繕引当金を当てたとしても、その年度当初、もしくは9月定例会ぐらいに、少なくともこういう部分については予見できるわけですから。だから、きちっと議会のほうに示

すと、冒頭示すという方向性をつくっていかんと、議員の皆さんから、執行部の皆さん方もわからん場合があるんじゃないかというふうに思うんで、あえてきょうの議会の最後の締めこれだけはやっちよきたいなというふうに思いますので、企業管理者の考え方、聞いちゃきたいと思えます。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの修繕引当金の取り崩しについての議会の議決はいらぬのかということでございますが、まず修繕引当金を積み立てるときに議会の議決をいただいております。それを取り崩すとき、突発性があるようなものにつきましては、議会の議決は得なくてよろしいという公営企業法の中でありますので、今まで、多分おっしゃられているのが、今現在、総務部の改修工事約1,100万円余り、1,127万円余りを支出しておりますが、議会の議決をかけてないということでございます。

そういった理由で、現在、今総務部の改修工事はつけておりません。ただ、おっしゃられたように、もう年度当初わかっているんであれば、ある程度報告しなさいということであれば、今後、民生委員会のほうでも報告することは、わかればですね、できようかと思えます。ただ、決算時に、一応修繕引当金は何を使ったかというのは、決算書の工事等の概況で出てきております。

今までにも、CTの管球とかX線の修理ということで、500万円、600万円といったものを修繕引当金の取り崩しを行っておりますし、そういったものについては、今までも議会の議決は得ておりませんので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議員（4番 広田 清晴君） 1分ください。

○議長（久保 雅己君） 時間がありません。

○議員（4番 広田 清晴君） 1分、1分よかろう。1分ほどやから議長の判断できりゃあ……。

○議長（久保 雅己君） 時間は過ぎてます。

○議員（4番 広田 清晴君） それじゃまあ合意が得られんということで。

○議長（久保 雅己君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 暫時休憩します。9時45分までです。

午前10時32分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（久保 雅己君） 再開します。

次に、10番、平野和生議員。

○議員（10番 平野 和生君） おはようございます。

今朝夜中の3時ごろ突風で目が覚めて起きて、今朝、よう来れんのじゃないか思うとったんですけど、何か頑張って定期船が出たおかげで、僕も絶対出なならんということでやってまいりました。多分、帰りはだめなはずなんで、町長とこへ泊まろう思いますんで。何かまずいんですか。よろしく願いいたします。家は広いということで、お願いいたします。

それでは、通告どおり3点から質問をしたいと思います。

昨年の萩市、島根県西部における大雨による災害。今夏の広島県の豪雨による大災害など、この数年における大雨による日本全国の災害を上げると10指に足りないぐらいであり、新たな砂防ダム、砂防堰堤等の建設の必要があると考えるが、町長のお考えをお尋ねいたします。

また、本町で指定されている避難場所では、海拔2～3メートルの箇所であったり、耐震性が不足していたりして、大きな台風、地震の折には、果たして避難場所として役目を果たすことができるのか疑問であり、高台に耐震性のある避難場所の建設も求められるのではないかと思います。町長の所見をお伺いいたします。

次に、昨年、浮島航路の職員1名が情島航路に異動になりました。今後も情島、浮島、前島の3つの離島航路における職員の異動はあるのか。また情島航路は職員、船員の確保のためにも、伊保田港の発着が望ましいと思いますが、いかがお考えでしょうか。将来的に、3航路を民間委託するか、指定管理にする考えはおありでしょうか。

最後に、漁業者、暖房機器を使う農家、土木建築業者等が、本町において、特に燃油高騰に対してあおりを食っている業種だと思っております。共通して言えることは、高騰分を転嫁できないことです。このままでは本町は疲弊してしまいます。この3つの業種が元気になる方策はないものでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんの新たな砂防ダム等の建設の必要性について御質問いただきましたので、答弁させていただきます。

山口県では、土砂災害対策として、ハード、ソフトの両面から総合的な土砂災害対策に取り組んできたところでありまして、ハード対策として、砂防ダムなどの土砂災害防止施設の整備を着実に推進しているところであります。

今後とも、砂防ダムなどの整備に当たっては、過去に土砂災害が発生した箇所や災害時要援護者関連施設、そして避難施設が立地する箇所など危険度や緊急性の高い箇所から重点的に、また計画的に対策を進めるというふうに、県ではその方針を示しているところでございます。

近年、地球温暖化が進み気候が変わり、狭い、ほんとに小さな狭い地域にまとまって降る大雨

が増えているというふうに見受けられます。しかし、今の天気予報の技術では、急に降る大雨を正確に予測するという事は、非常に困難とされております。

議員の皆さんも、まだ記憶に新しいものと思いますが、本年8月6日の未明の岩国市、和木町における午前6時までの1時間に120ミリの激しい雨が局地的に降り、また8月20日広島市安佐北区では3時間で217.5ミリというような雨が降っております。このように、全国各地で地震、集中豪雨、大雪等の自然災害の被害が大変大きくなっております。私たちといたしましても、周防大島町も例外ではないというふうにも考えておるわけでございまして、平素から地域や住民の方々により自主防災意識を高めながら、各種の災害に備えることも大変重要であると考えております。

町内には、既に各戸に配布をいたしております土砂災害ハザードマップにも示しておりますように、崖崩れ、土石流、地すべりといった箇所からなる686カ所もの土砂災害警戒区域がございまして、整備の遅れが大きな被害の差を生む可能性も指摘されております。

県に対しまして、砂防ダム建設には多額の予算と時間がかかりますが、少しでも住民の方々が安心いただけるよう、早期に砂防ダム等の施設の整備をしていただくよう要望しておりますが、いずれにいたしましても、その全てが一度にできるというものではございませんので、当然、その緊急度の高いものからということになると思っております。今現在も、町内では数箇所の砂防ダム建設が行われておりますが、ぜひとも県のほうにも、その緊急度の高いところから重点的にやっていただくように、さらに要望を進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

耐震性のある避難場所の建設についてという御質問でございました。

避難場所は、災害が発生、または発生する恐れがある場合、その危険から逃れるために一時的に避難し、身の安全を確保する場所でありまして、災害の種類ごとにそれぞれ安全を確保できる場所が異なっております。これが避難場所でございます。

また、避難所ということになりますと、今度は、災害によって住宅に危険が予想される場合とか、または住宅が損壊した場合など自宅での生活が困難になった避難者に対して、一定期間にわたって避難生活の場所を提供するものであります。これが避難所といわれておるものでございます。避難場所、避難所どちらも住民の生命の安全を確保する施設として重要な役割を果たしていることは、十分認識をいたしておるところでございます。

しかしながら、行政が全ての災害に対して、安全で耐震性のある避難場所を建設することは、非常に困難でありますので、有事の際は、対象となる災害に対しまして安全を確保できる既存の学校や公共施設を避難場所として使用したいと考えております。

なお、国は、平成25年6月、住民の円滑かつ安全な避難の確保にかかわる事項も含めて、災害対策基本法を改正し、避難は災害から命を守る行動であるということが改めて定義されたところ

ろであります。

これによりまして、避難場所への避難だけでなく、家屋内にとどまって安全を確保することも避難行動の一つとしており、例えば、家の中で、より安全な場所として崖から離れた部屋や2階等への待避が、また、自宅から移動しての安全な場所として、親戚や友人の家に避難することなども避難行動とされておりまして、このことを住民の皆様へ、しっかりと周知をしまいたいと考えております。

次に、離島3航路の職員のことにつきまして御質問いただきました。

まず、航路職員の異動についてでございますが、現在、前島航路は正規職員が1名、臨時職員が2名で、次に浮島航路は正規職員2名、臨時職員2名、情島航路は正規職員1名、臨時職員3名で、それぞれ運航しております。正規職員、臨時職員のバランスを考慮しながら、適宜検討してまいりたいと考えております。

次に、情島航路の発着場所の変更についてでございますが、現在、情島を係留基地として伊保田への運航を行っております。過去、臨時職員を募集した際に、島内からの応募がなかったという経緯もありますので、島民、情島小中学校などの利用者の声を聞きながら、今後検討してまいりたいと存じます。

最後に、将来的な指定管理や委託についてでございますが、現在、3航路とも国の補助航路として国庫補助金、県補助金を受けながら運営をいたしております。中国運輸局管内で指定管理制度を導入している航路は、島根県の隠岐航路、そして広島県の、隠岐航路は既に指定管理者制度になっております。また、広島県の江田島航路が、この指定管理者制度に移行する手続き中というふうに聞いております。利用者数の減少などによりまして、補助航路としての運営が困難になることも見込まれますので、収支状況を見極めながら運営形態を適宜判断してまいりたいと考えておるところでございます。

円安等による燃油高騰に対する対策についてでございますが、まず、漁業者への対策といたしましては、漁業用燃油価格高騰対策として、国、県、漁協等ではさまざまな漁船の省エネ化対策・支援事業を実施しておりますが、平成25年度には円安による燃油価格高騰の影響を受けている漁業者を支援するため、緊急の対策として農林水産省が漁業用燃油緊急特別対策事業を実施いたしております。同様な事業の実施について、引き続き要望をしていく考えでおります。

また、漁に使う照明を消費電力が少ないLEDに変更したり、燃費のよいエンジンに交換したりするなど、省エネに取り組む漁業者に対しても補助事業を要望していき、漁業者への影響を緩和したいというふうに考えております。

次に、農業者、特にハウスを利用した園芸作物を栽培している農業者につきましては、農業経営に占める燃料費の割合が高く、経営を圧迫している状況でございます。国もこのような状況か

ら燃料価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるための対策を講じております。

ちなみに、国は燃油価格高騰緊急対策といたしまして、施設園芸産地としての省エネ推進計画を策定し、燃油使用量削減目標を設定し、取り組みをすることができる省エネ設備のリース導入への支援や施設園芸セーフティネットの構築の支援がございますが、この事業を活用するためには、農協等の団体からの計画申請を受けて、関係団体を經由して国へ事業応募するもので、採択されますと承認後補助金が交付され実施できる流れというふうになっております。

町といたしましては、燃油価格の高騰により、漁業従事者や農業経営者の経営を圧迫していることは十分理解いたしておりますので、引き続き、国や県の補助事業の要望についても、要望を進めていきたいというふうに考えております。

なお、土木、建築業者への影響につきましては、町が発注する公共事業の積算につきましては、軽油、ガソリン等の価格はできるだけ実勢単価に近づけたいということで、その実勢単価を計上しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（久保 雅己君） 平野議員。

○議員（10番 平野 和生君） 平成23年から25年、過去3年間ですが、主な台風、豪雨、地震等の発生だけでも、この全国で19件。これは気象庁の発表によるものですが、行方不明者合わせて550余名にのぼり、建物被害においては2,500件、全半壊が起こっております。ややもすると無駄な公共事業とか、箱物が多すぎるなどと非難もありますけど、地震、台風は、我が国においても、本町においても避けて通れないものであります。適切な防災事業が必要と考えます。町長におかれましては、適切な御判断をよろしくお願いいたします。

次に、離島航路のことなんですけど、今の情島職員は浮島から行ったわけで、そのときに、当然単身赴任になるわけです。もう家を探すのも彼本人がやって、ずっと単身でそこに、情島にとどまらないけんということで、実は、船も彼が購入いたしました。当然、夏ならなぎで通えるわけなんですけど、冬なんかもうとてもじゃないが、これだけ吹いたら通うわけにはいきません。連休があっても、ほとんど家には1泊しか帰れないという状況です。家も10年前に建ったばかりで、非常に気の毒に思っております。何とか、国交省のほうにかけおっていただいて、情島じゃなく伊保田を発着なら、幅広く職員を雇えるんじゃないかと思ったりしておりますので、よろしくお願いいたします。

それと燃油対策、この第1次産業、僕は漁に携わっておりますけど、ちょうど来年で浮島に帰って30年になります。その間、燃油、重油が2.5倍強になっております。現在、寒くなるとマンガンこぎという底引き網があるんですけど、それは大体70リッター前後使うわけです。70リッターを今使うといたら8,000円前後かかります。そして水揚げはというとかかり

減ってきている状況にあります。町長におかれましては、それも踏まえて、県やら国やらに補助金を強く要望していただきたいと思っております。

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ただいまの御要請につきましては、国や県のほうにも十分な支援がしていただけるように要請をしまいたいと思っております。情島航路の発着場所の変更につきましては、これは職員のこともさることながら、地域の利用者の皆さん方の利便性、そしてまた、ニーズがどのようにあるのかということにつきましても、十分、地元の皆さん方との協議もしなければならぬと思っております。

その情島航路の運航をしておられる職員につきましては、今のところは、だから情島のほうに住居を移していただいておりますということになりますが、そういたしますと、非常に、今おっしゃられたように、自宅のほうに帰ることが非常に難しいというようなこともあります。そのことについては、伊保田のほうに発着場所を変えれば、それはそれで解決できるんだろうと思いますが、言うなれば、そのことも大切ですが、実際に利用されてる方が、どういうふうな思いを持っておられるのかということもありますので、情島の島民住民の方々や、また伊保田のほう側から情島に対して渡ったりする、そういう利用者の皆さん方の御意見を十分お聞きして、また判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（久保 雅己君） 次に、9番、尾元武議員。

○議員（9番 尾元 武君） 私のほうからは、住宅リフォーム資金の助成事業につきまして、通告どおり質問をさせていただきたいと思っております。また、私の質問に当たり、このたびは資料等も配付していただいたことに感謝申し上げます。

それでは、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図ることを目的に、平成23年度から平成25年度までの3カ年を実施し、また本年、平成26年度は要望にお応えいただきまして条件等もまた一部変更して、人口定住の促進を図ることをもその目的の一つに加えていただき、空き家も対象として、町外の方も申請できる事業として延長をいただいたところであります。

実際に、住宅の改善を促進するとともに、地元中小零細事業者の仕事づくりや地域経済の活性化にもつながるものでもあります。本制度を限定している、また本制度は全国に急速に広がる中にも、公平性とか公益性等を理由に期間を限定している自治体も多いと聞いております。しかしながら、疲弊した昨今の経済状況の中、地元業者からは、ぜひとも何らかの形で工事発注に当たり、信頼のおける地元業者に依頼していただけるよう制度を継続していただきたいという願う声

も、ただただ多いわけでありませぬ。地元業者の経営が若干なりとも向上してくれれば税収増にもつながる、また一挙兩得ともいえる制度でもあります。

これまでの制度の利用状況の報告を求めるとともに、町長は今後どのようにお考えなのか、その辺の見解をお尋ねするものであります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 尾元議員さんの住宅リフォーム資金助成事業についての御質問にお答えしたいと思います。

この助成事業は、地域経済の活性化及び居住環境の向上を図る目的として、平成23年度から平成25年度までの3カ年の限定施策として実施をし、地元業者さんや住民の方々へ大変好評でありました。

さらに、今年4月からの消費税率引き上げに伴う個人消費の落ち込みによる地域経済の低迷なども考慮し、なおかつ、人口定住の促進を図る目的として、町外居住者の方も対象にするなど条件を一部緩和して、一年間を延長したというところでございます。

その結果、平成23年度は194件、この町のほうからのリフォーム助成事業の資金でございますが、1,216万6,000円、平成24年度が287件、1,723万5,000円、そして25年度が242件、1,588万5,000円、平成26年度、これは12月12日現在でまだあるわけでございますが、171件で1,092万7,000円の助成金交付件数と助成額になっております。合わせますと、交付件数が894件、そして助成額が5,621万3,000円という額になっております。

施工業者は、4年間で延べ100の事業者。これは法人もあつたり個人事業主おつたりしますが、100の事業者がおります。これで、延べ977件の工事を実施をいたしております。977件ちゅうのは1件をやるときに数業者が入るという場合もありますので、その件数につきましては助成実績の894件よりも業者数のほうが多くなっているということでございます。この間の助成金の対象工事費も合わせて、対象になった事業費ですが、これは8億8,200万円にも達してございまして、事業としては一定の効果があつたというふうにも認識しているところでございます。

まだまだ、地域の経済状況は低迷から脱したとは思ってはおりませんが、これまでの事業効果、そして、議員さんもおっしゃっておられますように、公平、公益性からの個人資産への継続的な投入、特定業種への長期的な支援、これらの是非を考えますと、当初の目的であります緊急的な経済効果はあつたと実感をいたしております。

そこで、この4年間やってまいりましたこの事業に対する評価と問題点を、少し出してみたい



と思っておりますが、今申し上げましたように4年間で交付件数が894件で、助成額が5,621万3,000円、なおかつ対象工事は8億8,200万円という膨大な額になって達しまして、事業としてほんとに一定の効果があったというふうに思われる評価です。

そして、次は限定施策というふうにならうって実施を始めたわけですが、それにもかかわりませず一年間延長し、今の議員さんの御質問は、さらに延長ということはできないかということですが、そういたしますと期間限定ということで、この間にぜひともやっておきたいというふうにやられた方につきましては、実は「そんなにずっとあるんじゃないかと、今やらなくてもえかったんじゃないけど、それが3年間だっていうから早くやろう」というふうにやった方もおられるんじゃないかと。そういうふうな方にとりましては、実は「始まってみたらずっと続くんだったらもっと後でもよかったのに」というようなことも起こってくるのではないかとというふうに思ひまして、そのために、この事業が始まったために前倒しで実施をしたという方に対しては、なかなか説明が難しいのではないかとというふうなことも考えておるところでございます。

もう一つは、個人資産及び特定の人といいますが、個人資産、特定の人への継続的な投入ということについても、若干問題があるのではないかとというふうにも思います。これは、個人資産を若干ではありますが、1割ほど、上限100万円で1割ほど助成するというので、個人資産の形成に公金を投入することになるわけですが。それと、もう一つは、こういうリフォームをしたくてもできないという経済状況の方にとっては、非常にメリットがないということもいわれるのではないかとというふうに思います。リフォームをしたくてもできない人もいるのではないかとというふうなこともありまして、その一部の方だけのためにそういうことをするのがいいのかどうかということもありますので、期間を限定した施策というふうなことが、当初考えられたのではないかと思います。

そしてまた、特定の業種、言うなれば、今は建築関連の業者さんでございますが、ここへの長期的な支援、言うなれば4年間で100ぐらいの事業者があるんですが、この事業者にのみ、今恩典が受けられておるということで、それで100事業者ぐらいがあるんですが、その100事業者の中で、実は894件の交付件数がありますが、その中で5件以下の受注業者っていうのが68業者、7割ぐらいおるわけです。7割ぐらいの業者さんっていうのは、4年間で5件以下ぐらいの受注しかできておりません。

そしてまた、反対にこの4年間で51件以上の受注をしている方は4業者なんです。そうしますと、ごく特定された事業者がこういう恩典を受けている、恩典を受けているというか、事業を取り組んでおるということになります。

皆さん方に、この資料をお配りしておるといいますんで見ていただきたいと思うんですが、23年から26年度の住宅リフォーム資金助成事業交付実績の下のところでございますが、51件

以上の施工をやっている事業者さんは4業者で、4業者で977件の工事のうち330件は4業者でやっておるとうことになります。そして、5件以下の業者が68件、それで68業者で131件しかやってないということになりますので、非常に業者も限定されておるとうことになるのではないかと。

そのようなことも、懸念されるところでございます。特定の事業者が、長期的な支援を受けているというふうにもなるのではないかとこのように思っておりますので、また、その今の資料も見ていただきたいと思います。

そして、条件を緩和して、条件を緩和してというのは、要するに町外の居住者からの申請も受け付け、そして、既に交付を受けた者でも別物件での再申請の受け付けも行っております。そうしたにもかかわらず、申請者はだんだんと減少しているというのが現状でございます、これも別紙の配付資料の中で見ていただければ、そのような件数が出ておるとこのように思います。

そして、もう1枚の配付資料にありますように、県内の助成事業の実施状況というのも出ておりますが、他の自治体も、大体限定的な、期間を限定した事業実施ということになっておるとこのようにございます。これは、まだ27年度が出ておりませんが、26年度からもうやめたということもありますし、27年度に向けてから検討しておるとこのようにございます。そのような状況を考えますと、ある程度永久的な事業ではなくて、期間を限定したものでなければならないというふうなこともあるのではないかなというふうに思っております。

そして、人口定住促進の関連からの御質問いただきましたが、人口定住促進を図る目的のため、町外の方々も対象といたしました、これは166件中8件にとどまっております、まだまだこれは周知がされてないということもあるのではないかとこのように思いますが、実際には8件にとどまっております。

そして、空き家の対策としての効果も、それはあるというふうにも思っております。また、反対に、今議員さんがおっしゃるように、地域経済への、全体で見れば地域経済への低迷期がまだ脱していないんだから、こういう支援は必要なんではないかというふうなことも考えられるわけでございます、いろいろな面から評価とか、または問題点というのも出ておるとこのようにございます。

これは、まさに緊急的な経済効果を狙った限定的な施策で、当初は考えとったわけでございます。そこで、財源も町単独の予算であることということでございます、その件につきましても5,000万円を超えるような町の単独の事業を組み込んだわけでございますが、そのような予算も町の単独予算であるということ。

そして、今現在の状況を申し上げますと、次年度以降も継続して実施するか、または今年度をもって一旦終了するかということにつきましては、ただいま新年度の予算の編成やヒアリングを

行っておりますが、これらの中で慎重に検討しているところでございまして、先ほど申し上げましたような、これまでの評価と、そして問題点について、どのようなクリアができるかということも考えながら、新年度の予算の中で十分検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 今、町長のほうから問題点等々でからお聞きしたわけですが、この、今、きょういただいたこの資料の中の51件以上が4業者でと。私の質問の内容の中で、ほんとにある意味、地元業者、中小零細企業に対してのそのある意味、大きなきっかけになるのではないかという文言の中からの問題点としていただければ、そういったイメージもあるわけですけど、実際、業者を助けているっていう感覚は、僕は全くないと思うんです。というのが、補助金が振り込まれるのはお客様に振り込まれるわけです。だから、要はどこで仕事をしたかっていう以上に、そのまたより住まい環境をよくしようという地元住民の方のほうへの利益ではないかなと。私は、ある意味、そちらのほうが大きんじゃないかなと理解するわけです。

そういった中で、恐らくこの4業者さんというのは、個人事業でなしに法人の方かもしれません。そういったところが事業を大きく展開していったという結果にはなると思いますけど、どこまでも一概に先ほどの御説明いただいた内容というのが、私、今一度、腑に落ちないという部分というのは正直、今あったところであります。

それと、限定されての、このたびの資料でほかの県内の状況ということで、下の、県下、町は6つであります。そのうち下のH町、A町というのがやってらっしゃるわけですけど、確かに期間限定であります。今、周防大島といえば、ほんとに民泊という交流から定住へという、定住促進という政策のもとにしっかりと事業展開も、いろんな形でやってあるわけであります。

そういう中の、その一環として定住に向けての、より周防大島ならこういった定住に向けての政策もやっていますという、ある意味めり張りを持った形の町の政策としての捉え方、そういったところで堂々ともっていかれても、何らさほどのよそと肩を並べるっていうところでもないんじゃないかなと、私自身は感じております。

それと、民泊に対して、今、リフォームからまた民泊へといえば方向が変わるかもしれませんが、例えば、今、民泊への会員登録の増というのも一生懸命展開していらっしゃる担当部局。部局は違えど、それに当たって、例えば、リフォームに当たって、その登録のためにやっていこうというところもあります。それに当たっては、実際いただいた表の中に、トータルで41件という数字ではありますけど、そういった助成もあるから、民泊の登録の家として可能となったところもあるんじゃないかなと。これからも、民泊もまだまだやっていくと思います。

また、同じところが結構重ねて続けざまに民泊を受けるところに負担を感じるというような話もある中に、より一層多くの世帯に受けていただきたいという執行部部局の思いは、ただ

ただあるのではないかなと感じております。そういったところの啓発のためにも、あつていいんじゃないかなと感じるところであります。

それとあと1点が、下水です。下水への切り替えという部分があります。私も地元の商工会の工業部会のほうで、いろんな形での話し合いの場があるわけですけど、現在の下水への普及率ですか、こういったところを真剣ににらんでみますと、非常に厳しい数字をいただいているところがあります。

昨日、下水課の担当の方に普及率について問い合わせたわけですけど、これが集落排水、公共下水、現在28.6%の普及率であると。これから、まだまだ久賀、大島地区に向けての事業展開をやっていこうという中に、現在においてもこの数字。

今、水洗化率等でいえば、浄化槽等が入った家がありますので68%ぐらいに入ってるわけですけど、せっかくのこういった公共下水事業、集落排水事業、もちろん一般会計からの繰り入れもする中での、厳しい状況の中、料、使用料の増加という、そういったところにもしっかりと声を大にするという方向の中に、その一環としてこういったリフォームの促進、また下水への切り替えの促進というのはしっかりとやっていかなければならないというのが、この周防大島町の他町と比較して違うところではないかなと。その辺を政策的に展開していただければと、ただただ感じる場所があります。

また、商工会自体も、もちろん商と工ですので、全てが全てリフォームに関係する業種ではありません。そういった中にも、平成18年の4月1日に商工会が合併いたしまして、当時716名の会員というものが、この8年と半ぐらいで545人と、ざっと4分の1、そういった方々が、高齢化が理由での、もちろん廃業というのもありますけど、非常に厳しい中での市場も世帯数も減り、空き家が増え、まして人口も減、高齢化という中でも事業展開をしております。

でも、地元に着したそういった地元業者の後継者、若者も含めてしっかりと地元のイベント等では、地域に着した活動を、またボランティア、イベント活動に参加しているわけでありませう。そういった中で、しっかりと周防大島町らしさ、そういったものをしっかりと見つめたときに、今一度しっかりと、今度の予算組みまでに検討の材料としてお願いできればと感じるところであります。

その辺も含めて、私からは、ただただ今、先ほどの町長からの見解等をお聞きする中に、現状としては厳しいのではなかろうかというものも感じる場所ではありますが、そういった周防大島町としてのいろんなよそと違う意味合い。また、ましてや循環の中で自主財源に向かう税金の増加、また料の増、そちらにもつながる。財政の健全化に向けての町長の方針というのはしっかりと堅持していかれることと思っておりますので、微々たる場所からのスタートという場所ではありますけど、そういった普及率の増ということも含めて、その起爆としてのこういった助成といっ

たことに対して、しっかりとお願いしたいところであります。

重ねて申し上げますけど、ただ単に平面的に業者を助けてほしいとか、そういった意味合いではございません。どこまでも、健全財政に向けての意味合いも、ただただ含まれております。不納欠損を減すのも仕事かもしれませんが、そういった形で分母のところをしっかりと広げて、その中で料の収入を上げていくという、そういった方向にも、部署は違えど展開をしていただきたいというのが、私の思いであります。

そういったところでよろしくお願いいたします。私からは、あえて次の質問とは申し上げませんが、ぜひとも次の予算組みに対して希望するところでありますので、最初に申し上げたとおり、何らかの形で展開していただきたい。継続ばかりではございません。その旨よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますけど、きょうのことです。ニュースを見ておりましたら国の政策としては、またエコポイントの復活ということでやっておりました。これは、新築、またリフォームに対して、またエコポイントを出していこうっていうところでもあります。それに対して、また耐震工事、また中古住宅を購入し、またリフォームした場合には、さらにその上乗せをして、新築の人30万円だったかな。そしてまた耐震、また中古住宅を買ってのリフォームに対しては45万円というエコポイントであります。それを、地域の特産もしくは商品券にかえて展開したい。またその契約は来年の3月までの契約を限定というような、そういった形の報道があったところでもあります。

これは、もちろん国の制度でありますので、全国に均一した形での制度として展開できる内容の地方創生、地域創生の大きな施策であろうと観察するところでありますが、大島の実情を知っておるのは私たちの、この周防大島町議会また町執行部と私たち議会じゃないかと感じるところであります。めり張りをもって、ぜひとも最後のお願いであります。臨んでいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今のお願いや御質問の中でございますが、業者にメリットが少ないんじゃないかというお話でございましたが、要するに資金の助成が出るのは、まさに発注者の家の持ち主のほうに出るわけでございますが、要するに、このような制度があることによってリフォームをしようというインセンティブが与えられるというふうに思います。

そのことによって、今、リフォームをするかどうかというふうな考えでおられる方が、これがあるのであれば、ほじゃあ今のうちにリフォームやっておこうということで、それが、当然地元の業者さんが対象ですから地元の業者さんのほうにいくということで、地元業者さんのほうに対

するメリットがないことはないというふうに、私も思っておりますし、このことによってリフォームの数がほんとに増えたのか増えないかちゅうのは、まだなかなか検証できませんが。ただ、この件数から見ると、リフォーム助成事業があるのならリフォームをしようということで、地元の業者さんを使われたということでは、地元の業者さんにも相当メリットはあったのではないかとこのように思っておるところでございます。

そしてまた、これはリフォームの問題につきましても、まさに単独で経済的な効果を狙うということで始めたものでございますので、他の自治体の事例もそこに配っておりますように、大体3年間なり、2年間なりの期間限定の施策としてから、やっておるといところがほとんどでございますし、そしてまた、その中でも周防大島町が特別な状況にあるというのも、ぜひとも見ていただきたいんですが、実は、この予算も非常に大きいもので、周防大島町のような規模にすれば、非常に予算規模も大きいですし、なおかつ、よそと違うところは、他の自治体は、一応予算を組んだらその予算が満てたらそれで終わりですと、受け付けを終わりますということなんです。だから、先取りで早く申し込んだ方からどんどんやっていって、最後はなくなったら終わりちゅうことなんです。実は周防大島町の場合、この期間中は補正予算も組んで対応しておるといことで、非常に額としても大きいものがございまして、またそのような効果も狙ったわけでございます。

そして、また今住宅のリフォームだけではなくて、住宅の耐震の改修については、これはこれとは全然、全く別ものとして、例えば耐震調査も助成しておりますし、なおかつ、その調査の結果耐震が必要な住宅であれば、耐震工事をやる時には、またさらに、60万円を上限に耐震改修については助成をしておるといことでございまして、これらも実際に耐震改修をやる方にとっては、非常に大きなメリットになっておるのではないかと思います。

そのようなこともありまして、今ここから、来年度の何をどうするということが、まだ、はっきり申しませんが、ぜひともそれらも含めて総合的に、新年度の予算の中で検討を進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○議長（久保 雅己君） 尾元議員。

○議員（9番 尾元 武君） 済いません。御答弁いただきありがとうございます。

町長、誤解がないように。決して私たちが商工会を通して、またいろいろな部会で話す中に、決してメリットがないとかそういった思いはございません。しっかりとメリットをいただいている中に、あまりにもこういった限られた業者が利益をこうむっているっていうような思いで、全ての。それは誤解があるんじゃないかなという形で。だから、ほんとに零細、個人、一人親方の方から、ほんとにいろんな形で、こういった形が、工事の需要の喚起するというそういった流れの中で、大切な補助金がいただけるというのは大切な、営業という形の中で、ひとつの要件としてありがたいことであるからということで、ぜひともお願いしたいというのが正直なところであ

りますので、その旨は誤解がないようお願いしたいと思います。

次回の予算に、今回のことが組まれるかどうかというのは、もちろん今わかることではありませんけど、実際、こうして継続していく中に、期間限定っていう中での展開で、二、三私にも検討課題的なところはあったわけではありますが、先ほどの民泊ですか。民泊にあたって、一度利用した方が2回目の利用は同じ地番でできないっていう要綱がありまして、そういった中で、今度は民泊を目的に、民泊の部分だけでもそういった対象にならないだろうかっていうのも、今の現行では難しいという事態がありました。

こういった流れというのが、一応ほんともう、私のひとり言になるかもしれない。参考までではありますけど、ぜひとも解消していただきたい部分であります。

そういったところで、私のほうからのリフォームに関しての質問は終わらせていただきます。  
ありがとうございました。

○議長（久保 雅己君） 以上で、尾元議員の質問を終わります。

---

日程第2. 議案第1号

日程第3. 議案第2号

日程第4. 議案第3号

日程第5. 議案第4号

日程第6. 議案第5号

日程第7. 議案第6号

日程第8. 議案第7号

日程第9. 議案第8号

日程第10. 議案第9号

日程第11. 議案第10号

○議長（久保 雅己君） 日程第2、議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）から日程第11、議案第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）までの10議案を一括上程し、これを議題とします。

本会期初日に質疑は全て終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算。（発言する者あり）

議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、実は反対せざるを得ないという立場から討論しちょきたいというふうに思います。

よく、いままでも討論の中で入れたんですが、一体どこがいけないんだと。「ほとんどあなたの言いよることを入れちよるじゃないか」ということが他の議員さん方からも言われます。今回で言えばイノシシ対策です。これは、まさに不十分な部分を補正をして、いわゆる役立ちよる。そういう予算になっておりますから、当然評価すべきものに当たるといふふうに私は考えております。

その上で、なぜかと言えば、（発言する者あり）反対討論言うたろう。その上で、なぜかと言えば、法律上はやむを得ないんですが、今回、補正、第2条における債務負担行為の追加第2表。これが私の基本的考え方と、町長の考え方の基本部分が違うといふふうに考えます。債務負担行為で組まざるを得ないというのは、当然財務で決まっておりますから、当然債務負担で組むわけですが、今回の金額。これが3カ年、27年から29年まで、指定管理者に対して4,680万円以内の契約をしてよいかという内容の債務負担であります。

私は、指定管理のときも議論しましたが、ほんとにもともと出発した時点から、いわゆる納付業者から1年間で黒字部分の中から200万円を、250万円でしたか、200万円でしたか。納付しますといふかっこうで、納付をされておりました。議論の中で、11万人余りといふことで答弁がありましたが、実際的に今かなり落ちちよると。それで、なおかつその内容が、非常に部がその金額をはじく、設定するとき、主体的に、果たしてきちっと組んだのかどうかの、例えば私たちが一番得たいのは、消費不況の中で、どのぐらい金額的に負担が重くなっているのか。これが、まず知りたいわけです。

そして、またもう一つは、いわゆる円の関係で、どのぐらい燃料費等が運営していくのに高額になっているのか。これが基本のベースになるのなら、もうちょっと突っ込んだ計算書は、私は出してええんじゃないかと。例えば賃金についてもそうです。私は、よく賃金についてはできるだけきちっとした部分で支払するようにしていかに……。皆さん方、指定管理者が組むんだから、賃金がどっちを向いちよろうがどうかちゅうのはえっと関係ないかもわかりません。しかし、そこに雇用される分は、ほとんど町民の部分です。その部分がどれだけ賃金的要求かなえていけるか。これらも、指定管理を応募するとき、よくしっかり執行部のほうに聞いていかにやいけん。

また、執行部の案を出しちよかにやいけん。私は、そういうふうを考える立場なんです。ですから、私は今回の3カ年で4,680万円が妥当かどうかといえ、私は妥当外じゃという考え方をしております。

これから先も、いわゆる債務負担に関わって、いろんな債務負担が出てきますが、その都度、そこに働く人たちがどうなのか。この施設がほんとにどのように運営していくのがよりよいか含めて、議論する時が来るいふふうに、私は考えております。



したがって、今回の債務負担、これだけです。大幅に違うところ、これだけです。ほんとに債務負担についての考え方。今後3年間で4,680万円を指定管理者に支払うという内容については、認められないというふうに考えております。この点は、議員の皆さん方も、ぜひ今後とも考えていただきたい、いうことを討論にして終わりにしたいというふうに思います。

しかし、1点だけ追加があるので言うときたいというふうに思います。議会初日に、いわゆるプールの部分、運営部分で、私が指定管理料の中に入ってないような感覚で答弁がありましたので、それは、前回の指定管理料納付の議論のときに、当然私も、私の立場で議論しておりますので、その辺は誤解のないようにしておいていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（久保 雅己君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第1号平成26年度周防大島町一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成26年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第3号平成26年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第4号平成26年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成26年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第6号平成26年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第7号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第7号平成26年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第8号平成26年度周防大島町漁業集落排水事業特

別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第9号平成26年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 議案10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）について、賛成の立場から討論しときたいというふうに思います。

今回の予算の特徴、これは言うまでもなく人勧実施と異動についてであります。その差額が424万9,000円ということであろうかと思えます。この部分は、私は、2年前でしたか言いましたように、公務員賃金や公営企業局の賃金は、なぜ大きいのかということ再度認識していただきたい。執行部の皆さん方にも再度認識していただきたいという立場から、まず一つは討論をつくりたいというふうに思います。

言うまでもなく、町民に信頼されるまちづくりの核が、いわゆる皆さん方なんだと。病院に働く皆さん方の人事の案件、いわゆる給与の改定、それで、周防大島町の人事に関わる部分含めて賃金改定。これらは町民に信頼されて初めて活用される。これは、私自身が20年ぐらい言ってきた内容です。

だからこそ、非常に胸を張ってもいい部分ではないか。特に、この2～3年間は引き下げのほうでいきよったわけですから、当然、そのもとの部分まで返ってないというのが、私の感覚です。

それと2点目。今回、その中身、いわゆる財源となる部分が、内部留保のうちの退職給与引当金が動いています。それともう一つは、国債の運用上の見込み違い、いわゆる上幅です。これが動いております。これらは、私はできるだけ会計の立場から言うとわかりやすい、いうことを再度言うちょきたいから討論したいと思えます。

先ほども、議員から公営企業法というのは、企業会計、複式簿記だから難しいんじゃないかという言われ方をされる人がおりました。一般的に言うと、公営企業法の場合は発生主義という言われ方で、議員にとっても非常にわかりにくい部分があります。しかし、企業管理局も企業管理者のほうもできるだけ議会との協同。これが私はあえて大事なんだということ言うときたいし、

町民とも信頼関係をつくるのが、3病院、2つの老人保健施設、看護学校つくっていく上の基礎だというふうに考えております。

だから、できるだけ委員会なり執行部内なり、できるだけよく議論をして理解を得る立場が、企業局にとっては、非常に大事ではないかということをお知らせして、金額わずかではありますが賛成討論としておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（久保 雅己君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第10号平成26年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。13時まででございます。

午前11時51分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（久保 雅己君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

### 日程第12、議案第24号

○議長（久保 雅己君） 日程第12、議案第24号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。石原企業局長。

○公営企業管理者（石原 得博君） 議案第24号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明いたします。議案つづり第2号の1ページをご覧くださいと思います。

現在、周防大島町立橋病院においては、理学療法士2名によりリハビリテーションを行い、診療報酬の疾患別のリハビリテーション科を算定しているところでございます。

既に標榜している東和病院、大島病院と同様にリハビリテーション科を標榜するために、別表の周防大島町立橋病院の項、診療科目の欄中、耳鼻咽喉科の次にリハビリテーション科を加える

ものでございます。診療科目を標榜することにより、診療報酬の施設基準の届け出が可能となり、主に定められた状態にある入院患者さんに対して、リハビリテーションを行った場合に、診療報酬を算定できることとなります。対象患者さんを約3名、月に1万4,850円、年間17万8,200円の増収を見込んでおります。

金額的にはわずかでございますが、一つ一つの積み重ねが重要であり、病院運営に対する職員一人一人の意識向上に努めていきたいと思っております。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。広田議員。

○議員（4番 広田 清晴君） 今、企業管理者のほうから診療報酬の請求ができるということで、それともう1つは、その職に当たる人を増やせるんだということで補足説明がありましたが、基本的には今のスペース、今のスペース状況がどのぐらいなのか。新たに増築せんでええわけですから。ほいで、何階のどこを充てて、それをこういう状況なんだとういことが、今、資料があれば報告しちよってほしいと。

今、診療報酬改定のための改定じゃなしに部分でしょうから、じゃが、どういう部分でそれをやろうとするのかということがわかれば、答弁を求めておきたいというふうに思います。

○議長（久保 雅己君） 藤田企業局総務部長。

○公営企業局総務部長（藤田 隆宏君） リハビリテーションの疾患別リハビリテーション料の初期加算がとれるということで、基準としては常勤の医師。山口県中国・四国厚生局に問い合わせましたところ、一応常勤の院長の外、山本医師で十分ということで、とれるということになりました。

場所としましては、今現在、1階の海岸側にリハビリテーション科があります。そちらのほうで行っております。面積は、今資料がございませんので、後ほどまた御説明させていただきたいと思っております。

○議長（久保 雅己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第24号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第13、発議第1号**

○議長（久保 雅己君） 日程第13、発議第1号手話言語法の制定を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。今元直寛議員。

○議員（8番 今元 直寛君） 本日提出いたしました発議第1号手話言語法の制定を求める意見書について、趣旨説明を申し上げます。

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使って表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

2006年に採択された国連の障害者権利条約には、手話は言語であることが明記され、日本の国内では、2011年に設立した改正障害者基本法において、「全て障害者は可能な限り手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段について選択の機会を確保される」と定められています。

手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であります。

よって、この趣旨を踏まえた手話言語法を制定するよう強く要望するものであります。なお、提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣宛としております。

議員各位におかれましては、御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより挙手による採決を行います。発議第1号手話言語法の制定を求める意見書の提出につ

いて、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（久保 雅己君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。  
本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

---

#### 日程第14、発議第2号

○議長（久保 雅己君） 日程第14、発議第2号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。魚原満晴議員。

○議員（7番 魚原 満晴君） 提案理由です。青少年健全育成基本法の制定を定める意見書の提案理由を申し上げます。本日、提案いたしました発議第2号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書につきまして、趣旨説明を申し上げます。

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、全ての国民の願いであります。我が国の相次ぐ少年の凶悪事件等に見られるように、青少年の荒廃は深刻な事態に直面しております。

このことから、青少年の健全な育成のための良好な家庭環境づくりという原点に立ち返り、青少年を健全に育成し、有害環境から守るため、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共団体、事業者そして保護者等の責務を明らかにした、一貫性のある包括的、体系的な法整備が求められておりますので、意見書を提出しようとするものであります。

このたびの提案は、濱本議員、荒川議員の賛同をいただき提出するものであります。なお、提出先については衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣宛としております。

議員各位におかれましては、意見書の提出につきまして御理解をいただき、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（久保 雅己君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより挙手による採決を行います。発議第2号青少年健全育成基本法の制定を求める意見書

の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

- 議長（久保 雅己君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。  
本件について、議会の意思として関係機関に上申いたします。

---

#### 日程第15、請願第6号

- 議長（久保 雅己君） 日程第15、請願第6号周防大島町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願書を議題とします。

先の第3回定例会において付託されました本案件について、議会運営委員長より委員長報告を求めます。平川議員。

- 議会運営委員長（平川 敏郎君） 請願第6号周防大島町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願書について、議会運営委員会を代表いたしまして、本委員会における、本年9月定例会において閉会中の継続審査となりました請願第6号の経過ならびに結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月5日、12月3日、委員全員出席のもと委員会を開催し、閉会中の継続審査となりました請願の審査を行いました。

本会議において、請願の紹介議員である吉田芳春議員の説明や質疑応答を踏まえ、十分なる審査の結果、お手元に配付しております報告書のとおり、請願第6号周防大島町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願について、全員一致により不採択すべきものと決定いたしました。

請願の趣旨は、憲法第15条第2項に基づく公務員の職業倫理についての規定を初め、利益相反行為の防止、議員の影響力の不正な行使を規制し、政治倫理基準、資産公開、問責制度、政治倫理審査会及び住民の調査請求権などが規定された議会議員政治倫理条例の早期の制定を求めるものであります。

審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

山口県内で議会の議員の政治倫理条例を制定している市、町は、現在のところ7市であり、町においては制定されていない状況にある。また、各市の条例に規定されている内容も異なっているが、これは、条例の制定時において、各市におけるさまざまな検討の結果によるものと思料される。

したがって、条例を制定するにしても、規定する内容について慎重なる検討が必要である。

請願書の件名が不相当であり、紹介議員の説明の際に訂正されたことも問題がある。

本委員会の結論を申し上げますと、本件は不採択すべきものとし、特別委員会を設置し、議会の基本的な事項を明らかにする議会基本条例とあわせて、議会議員政治倫理条例についても、調査研究して、いうことであります。



以上が、本委員会に付託されました請願に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御賛同をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（久保 雅己君） 説明を終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議会運営委員長さん、御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。請願第6号周防大島町議会議員政治倫理条例の制定を求める請願書について、委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保 雅己君） 起立多数であります。委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

#### 日程第16. 岩国基地関連特別委員会について（中間報告）

○議長（久保 雅己君） 日程第16、岩国基地関連対策特別委員会（中間報告）についてを議題とします。

本件について、荒川岩国基地関連対策特別委員長の報告を求めます。荒川議員。

○議員（5番 荒川 政義君） 岩国基地関連対策特別委員会の中間報告を行います。

岩国基地関連対策特別委員会では、岩国基地周辺の自治体として、住民の安心、安全の確保について調査、研究をしているところであります。

現在、岩国基地議員連盟が2市2町、山口県議会とが一緒になって組織されており、特別委員会としても情報を共有し一致協力して行動をともにしているところであります。平成26年度の活動状況を中間報告いたします。

現在、岩国市を中心に、国防と沖縄基地負担軽減を図る全国協議会の設置に向け活動をしているところです。

平成26年8月25日、2市2町の基地議連として久保議長、当委員会の副委員長であります、自民党本部で石破幹事長に、国として国防と沖縄基地負担軽減を図る全国協議会の設置を要

望いたしました。石破幹事長より趣旨に賛同いただき、全国協議会設置に向け努力するとの回答を得ました。

平成26年9月5日、本会議終了後、特別委員会において沖縄の基地負担軽減を図るための決議を協議、本会議最終日に上程することを議会運営委員会に諮ることを決定。同日、議会運営委員会にて上程することが確認されました。

平成26年9月19日、定例会最終日に沖縄の基地負担軽減を図るための決議を賛成多数で可決されました。

平成26年10月9日、自民党本部、首相官邸、議員会館を2市2町の基地議連として、私、荒川、当委員会委員長であります。15時、自民党本部で谷垣幹事長ほか3名の役員に、沖縄の基地負担軽減を図るための決議を議会で可決した旨を説明し、全国協議会の設置を要望いたしました。谷垣幹事長より、その活動に賛意を表され、協力する旨を回答していただきました。その際、三沢市議会、新富町議会、さらに沖縄自民党県連幹事長、宜野湾市議会の代表の方と沖縄市長が同席されました。5時、首相官邸にて、菅官房長官・沖縄負担軽減担当相に、同様の要望、陳情をいたしました。菅官房長官より、その活動に賛意を表され、全国協議会の設置には協力するとの回答を得ました。18時、議員会館にて、石破地方創生大臣に要望、陳情し、引き続き協力をお願いをいたしました。

平成26年11月25日、宜野湾市議会より11名の議員さんが来県され、岩国市で意見交換し、宜野湾市議会より、現在の活動に謝意が述べられました。久保議長、松井副議長と私、荒川が出席をいたしました。

以上、中間報告をいたします。

○議長（久保 雅己君） 以上で、荒川岩国基地関連対策特別委員長の報告を終わります。

御苦労さまでした。

---

#### 日程第17. 議員派遣の件について

○議長（久保 雅己君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配付したとおり、議員を派遣したいと思います。

これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（久保 雅己君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。

ただいま可決された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その扱いを議長に一任願

たいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。

再度でございますけれども、先ほど、特別委員会の委員長の報告を申し上げます。

議会広報編集特別委員会委員長、吉田委員、副委員長、濱本委員。地域活性化特別委員会委員長、今元委員、副委員長、平野委員。防災対策特別委員会委員長、尾元委員、副委員長、吉田委員。

以上よろしく願いいたします。

---

○議長（久保 雅己君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成26年度第4回定例会を閉会いたします。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午後1時25分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 久保 雅己

署名議員 濱本 康裕

署名議員 新山 玄雄